

魚沼市軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業のご案内

魚沼市では、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の軽・中等度難聴者の方を対象に、経済的負担の軽減等を目的に、補聴器購入費の一部を助成します。

対象者 これから補聴器を購入する方で、以下の要件をすべて満たす方

- ・魚沼市内に住所を有する18歳以上の方
- ・身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方

※本事業または魚沼市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による助成決定を受けたことがある方は、助成決定日から起算して5年を経過していること



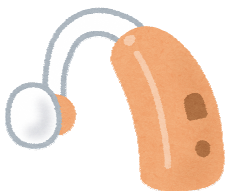
助成内容

補聴器本体または付属品の購入にかかる費用を下表のとおり助成します。
(修理、部品交換等の費用は含みません)

区分	助成額	助成上限額
生活保護世帯	補聴器の全額	30,000円
市民税非課税世帯	補聴器の全額	30,000円
市民税課税世帯	補聴器の1/2の額	30,000円

申請方法（くわしくは裏面をご覧ください）

- ①助成申請書等を介護福祉課に提出します（審査後、助成決定通知書を発送します）
- ②助成決定通知書を受け取ったあとに補聴器を購入します
- ③補聴器購入後、助成請求書等を介護福祉課に提出します



申請及び問い合わせ先

〒946-8601 魚沼市小出島910番地

市民福祉部 介護福祉課 高齢福祉係（本庁舎1階 2番窓口）

電話 025-792-9755 F A X 025-792-5600

E-Mail kaigo@city.uonuma.lg.jp

申請から助成までの流れ

必ず購入前に申請してください。購入後の申請では助成できません

1.申請

- 必要な書類を介護福祉課に提出します
- ①助成申請書(様式第1号)
- ②医師意見書(様式第2号)
- ※身体障害者福祉法の指定医が記入したものに限る
- ③医師意見書に基づき補聴器販売業者が作成した見積書

2.決定

- 内容を審査し、助成が決定した場合は助成決定通知書(様式第3号)を交付します
- 助成を却下する場合は助成却下決定通知書(様式第4号)を交付します

3.購入

- **助成決定通知書を受け取ったあとに**、通知書に記載の販売業者で補聴器を購入します
- ※全額を販売業者にお支払いください

4.請求

- 必要な書類を介護福祉課に提出します
- ①助成請求書(様式第5号)
- ②代金を支払ったことを証明するもの(領収書など)

5.振込

- 助成請求書を受理後、助成金を1か月以内に指定口座に振り込みます

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに介護福祉課までお知らせください